

労働力調査の結果を見る際のポイント No.5

就業状態の区分と非労働力人口

完全失業率（季節調整値）は、平成 20 年 9 月に前月に比べ 0.2 ポイント低下、10 月に 0.3 ポイント低下しました。しかし、完全失業率の低下（完全失業者の減少）が必ずしも就業者の増加や雇用情勢の改善を示すとは限りません。

就業状態の動きは、就業者、完全失業者に加え、非労働力人口を含めた 3 区分間での異動があることによるものです。平成 20 年 9 月及び 10 月には、非労働力人口の増加が大きくなっています。

このような非労働力人口の増加は、過去の景気後退期にもみられており、今後この動きを注意してみていく必要があります。

< 就業状態の区分 >

労働力調査では、ILO 基準に従い、15 歳以上の人を次のとおりに区分しています。

15 歳以上人口 { (1) 就業者
(2) 完全失業者
(3) 非労働力人口

(1) 就業者・・・「調査期間中に収入を伴う仕事をした」者

(2) 完全失業者・・・以下の 3 つの条件を満たす者

- ・ 調査期間中に少しも仕事をしなかった
- ・ 仕事があれば、すぐ就くことができる
- ・ 仕事を探す活動をしていた¹

(3) 非労働力人口・・・(1)及び(2)以外の者

1 「仕事を探す活動をしていた」とは、仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所（ハローワーク）に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、又は事業を始めるための資金、資材、設備などの調達をしている場合をいいます。また、以前に求職活動をしていて、その結果を待っている場合も含めます。

< 完全失業者と非労働力人口の関係 >

完全失業者は、「調査期間中に少しも仕事をしなかった」、「仕事があれば、すぐ就くことができる」、「仕事を探す活動をしていた」という条件を満たす者としていますが、例えば、仕事をしたいと思いながら、仕事が見つかりそうもないから求職活動をしていないという人は、完全失業者ではなく、非労働力人口に区分されることとなります。

就業者が何らかの理由により仕事を辞めた場合、「調査期間中に少しも仕事をしなかった」、「仕事があれば、すぐ就くことができる」、「仕事を探す活動をしていた」という条件を満たしていれば完全失業者となりますが、実際に仕事を探していなければ非労働力人口となります。

このため、景気後退により仕事を失う人が増えたことがそのまま完全失業者の増加につながるとは限りません。

<非労働力人口の動き>

景気後退期には、完全失業者が増加する状況がみられますが、一方で、非労働力人口が増加（又は減少幅が縮小）する状況がみられます。

例えば、15～64歳の非労働力人口は、平成14年（完全失業率が過去最高の5.4%となった年）には前年に比べ11万人増加となっています。また、平成10年には、平成9年の45万人減少から6万人減少へと、減少幅が縮小しています。（下図の矢印参照）

非労働力人口にはこのような特徴がみられることから、最近のように、非労働力人口の増加²が続くときは、景気動向との関係で、動きを注意して見ていく必要があります。

【非労働力人口の最近の動き（対前年同月増減）】

平成20年8月	(22万人増加)	(うち15～64歳	42万人減少)
9月	(36万人増加)	(同)	43万人減少)
10月	(56万人増加)	(同)	15万人減少)

- 2 少子高齢化により構造的に高齢の非労働力人口が増加していますが、最近では景気変動に伴う非労働力人口の増加という変化もあります。

図 就業者、完全失業者及び非労働力人口の対前年増減の推移（15～64歳）

